

産業厚生常任委員会附属資料

令和2年3月4日
病院事業部

目 次

紹介率・逆紹介率について 1
--------------	---------

紹介率・逆紹介率

新基準(H26.4.1より)

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100$$

「紹介患者数」とは、紹介状により紹介された患者の数(初診に限る)

「初診患者数」とは、以下の患者の数を除いたもの

- ①救急車搬入による初診患者
- ②休日・夜間に受診した初診患者
- ③健康診断を目的とする受診により疾患が発見された初診患者

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者}}{\text{初診患者数(紹介率の規定と同じ)}} \times 100$$

紹介率・逆紹介率

新基準(H26.4.1より)

$$\text{紹介率} = \frac{\text{他の病院又は診療所から紹介状により紹介された診療情報提供料を算定した患者の数(初診に限る)}}{\text{初診患者数}} \times 100$$

- －①救急車搬入による初診患者数
- －②休日・夜間に受診した初診患者数
- －③健康診断目的の受診により疾患が発見された初診患者数

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{他の病院又は診療所への診療状況を示す文書を添えて紹介を行った診療情報提供料を算定した紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100$$

- －①救急車搬入による初診患者数
- －②休日・夜間に受診した初診患者数
- －③健康診断目的の受診により疾患が発見された初診患者数